

宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策（下）

——青蓮院宮名目金の考察を中心として——

三 浦 俊 明

目次

はじめに

- 一 青蓮院宮名目金の成立（以上前号）
- 二 青蓮院宮名目金の展開と天保改革（以下本号）
- 三 青蓮院宮名目金の大名領主金融
おわりに

二 青蓮院宮名目金の展開と天保改革

本節では、京都町奉行所支配地域を主たる貸付市場としながらも、その後、江戸にも貸付御用所を増設し、文化・文政期から天保期にかけて関東地方にも積極的な進出をみせる青蓮院宮名目金の実態を1 文政〜天保期の相對貸付金高 2 名目金の運用者 3 江戸貸付御用所の存在形態の三側面から追究し、最後に4 天保改革との関連について考察する。

I 文政ノ天保期の相對貸付金高

寺社奉行所では文政二年（一八一九）十二月、伝奏衆宛に次のように達している。長文であるため重要な部分のみを抄出すると

一 撰家・宮門跡方・堂上方并寺院ノ納戸金其外之名目ニ而金銀貸付之儀（中略）願金銀高公儀江差出無之、相對を以被貸付、先名前、金銀高等ニ季ニ町奉行所江被届置、返済滞候處取立之儀被申立候分是又多分ニ而連々不取締ニ相成、數口之内ニ者貸付支配人等之取斗を以、他之金銀も重キ名目を以貸出候様ニ可相成哉モ難斗、且者貸付金銀返済相滞、町奉行所へ取立之儀被申立候内ニ者無引宛ニ而町役村役等之連印も無之、多分之銀高被貸渡并判元見改等茂不行届証文等も間々有之由相聞候間、比後ニ而右躰之儀無之様貸先等精々糺之上、老貫勿已下小貸之向迄も町役村役連印証文ニ取貸渡并子細有之連判難致分者相応之引宛を取、不取締之儀無之様入念可被貸渡候、勿論已來者當時之貸付高る不相増様万一相増候分者滞候共於町奉行所取立不申付候間、是迄貸先名前等ニ季ニ被届置候分金銀元高并當時貸付被置候分取調之上、改而此節町奉行へ可被届置候（下略）

とある。これによると、撰家・宮門跡方等が借用人と相對で貸付けている名目金の返済は滞り、公儀へその取立を願つても多額のために行き届かない。數口の貸付口の中には、貸付支配人のはからいで撰家・宮門跡方等の資金ではない他の資金までも名目金として貸出すようになっていられるかもしれないと指摘している。また撰家・宮門跡方等に対して、引当物も町村役人の保証印もない皆さんの貸付証文による相對貸付を行なっていることを注意し、寺社奉行が認可している当時の名目金貸付金銀高と實際の貸付金高を改めて調査し、町奉行所に届け出ることを命じている。

青蓮院宮ではこの通達を受けて早速各奉行所へ相對貸付金高を届け出た。以後毎年届け出があるので、これを整理すると第2表のようになる。

第2表 文政3年以降の貸付金届高

年次 届先	文政3	文政5	文政9	文政13	天保12	計	%
京都町奉行所	両 48000-00	両	両	両	両	両 48000-00	49.3
京都町奉行所 (阿弥陀堂貸付分)	余 8033-00					余 8033-00	8.3
江戸町奉行所		26692-00				26692-00	27.4
大坂町奉行所			余 5833-00			余 5833-00	6.0
伏見奉行所				余 5716-00	余 3076-00	余 8792-00	9.0
計	余 56033-00	26692-00	余 5833-00	余 5716-00	余 3076-00	余 97350-00	100.0

注. 「貸附雑記」3所収の「御貸付金銀諸奉行所江御届元高」より作成。江戸町奉行所への届高以外は銀高表示であるが、比較の都合上、銀60匁=金1両の割合によって金高表示に改めた。

以下この表をもとにして天保改革直前時における青蓮院宮の名目金貸付金高を明らかにしておこう。第2表によると青蓮院宮の天保十二年(一八四二)までの相対貸付高の合計は金九万七、三五〇両余であり、約金十万両⁽⁶⁾であったことがわかる。この内、京都町奉行所届出分が、阿弥陀堂⁽⁷⁾貸付分を含めると金五万六、〇三三両余となり、全体の五七・六パーセントを占めている。京都町奉行所支配地への貸付高が約六割弱である点は注目される。次いで江戸の町奉行所への届高、金二万六、六九二両が多く、全体の二七・四パーセント、約三割を占めている。青蓮院宮名目金は京都町奉行と江戸の町奉行の配下において大半を貸付けていたことがわかり、大坂町奉行支配地への貸付高が少額であるのは意外といえよう。

ところで江戸町奉行所に届け出のあった金二万六、六〇〇両余は、第3表によればすべて江戸で貸付けられたわけではなかった。天保二年(一八三二)の定高の場合、江戸表にて貸付けられたのは金一万八、二七〇両余、約六八パーセントであり、京都でも五、三二二両余、約二〇パーセントが貸付けられていた。後者の金額を前に示した京都町奉行所届出分と合わせると金六万一、三五五両余となり、青蓮院宮名目金貸付は京都およびその周辺部の金融市場に大き

第3表 江戸町奉行所管轄下の貸付高（天保13年調） 単位・両

	役人名	米川左京	阿左美伊織	関 右門	近藤矢柄	鈴木左源太	合 計
	内 訳						
天保2年定高	京都にて貸付分	5322-30					5322-30
	江戸表にて貸付分	9190-02	2800-00	4522-30	1758-00		18270-32
	信州表にて貸付分					1500-00	1500-00
	御殿下げ金にて 利息繰合分	1599-20					1599-20
	小 計 A	16112-12	2800-00	4522-30	1758-00	1500-00	*26693-12
文政5年以降利息溜高	京都にて貸付分	225-00					225-00
	江戸表にて貸付分		888-10				888-10
	信州表にて貸付分					528-00	528-00
	滞金証文改分		1399-30	1487-22	750-00		3637-12
	小 計 B	225-00	2288-00	1487-22	750-00	528-00	5278-22
合 計 (A + B)	16337-12	5088-00	6010-12	2508-00	2028-00	*31972-00	
漬高	所持金・借入金 にて繰合分	425-00		284-03	3616-00		4325-03

- 注 1. 「貸附雑記」8 所収の「天保13年11月調、弘化2年10月再書上」より作成。但、銭貨数値（350文以下）は切捨てた。*印の数値を実際に計算した数値と照合すると、わずかな誤差を生ずるのはそのためである。
2. 信州表にて貸付分は、天保7年に取扱役人鈴木左源太の死により証文共すべて京都に上げている。

く依存していたことがわかる。第3表に示されている文政五年（一八二二）から天保十三年（一八四二）までの約二〇年間の利息溜高合計をみると、金五、一七七八両余となっており、第2表でみた文政五年の江戸町奉行所届高金二万六、六九二両の約二〇パーセントにすぎない。約二〇年間という期間を考えれば利息溜高は少なく、むしろ利息は順調に支払われていたとみなしてよいであろう。漬高は金四、三二五両余をみているが、これはその存在自体が問題ではあるが、利息溜高の場合と同様に定高に対する割合自体はそう大きいものではない。

以上、文政・天保期における青蓮院宮名目金の相対貸付金高を考察し

てきたが、その要点を整理するとおよそ次のようになる。

幕府公認の貸付金高は約十萬兩余であり、そのうちの約六割は京都町奉行所に、残りの三割は江戸町奉行所に届け出られたものである。しかし実際に京都およびその周辺部に貸付けられたのは金六萬一、三五五兩余にのぼり、江戸表にて貸付けられたのは金一萬八、二七〇兩余であった。これらの数字は、青蓮院宮名目金が、江戸およびその周辺市場に進出を図ったものの依然として京都地方の金融市場に依存しなければならなかったことを示している。また文政五年から天保十三年までの約二〇年間の動きの中で、貸付金高に対する利息金溜高や潰高の割合は比較的低率である。この点青蓮院宮が再三強調している貸付金返済の渋滞は、借用人が利息のみを支払って借用証文を書き替え、借元金の返済を滞らせていたものが多いことを意味していたといえよう。

一方幕府にとっては青蓮院宮名目金の返済滞滞状態よりもむしろ青蓮院宮自身の資金以外の金銀が青蓮院宮名目金として貸出され、その結果、貸付金高の増額をみることにの方が問題であった。天保十四年（一八四三）三月二十六日付の寺社奉行所の達によれば

青蓮院宮貸付金之義、文政度申達之趣も候処、近年不正之取斗多く借請候者難渋ニ及、殊ニ差加金之義兼而之達ニ相背難捨置筋ニ付敵重之取斗ニ可及処、是迄取扱候家来共之流弊ニ付寛宥致置、今般御改革之御趣意を以、已来滞之節宮名被仰入ニ不及一同目安掛ニ而銘々可願出（下略）

とあり、冒頭に掲げた文政二年（一八一九）の達にもかかわらず、青蓮院宮名目金を取扱っている家来達が、「近年不正之取斗」により、青蓮院宮自身の貸付資金以外に差加金を貸付けているのは捨ておきたいと指摘している。これをみても文政期前後には差加金による名目金の増加をみていたことが窺える。そのために文政二年の達の末尾でも「此已後差出金銀（公儀を通して貸付ける金銀）、又者相对貸付等之儀更ニ被申立候向有之候共、格別之訳不相互分者容易ニ不承届候旨、此段兼而向々江可相達」と記し、文政二年以降は青蓮院宮名目金高の増額を認めないことにしたの

である。

それでは前述のように膨張した青蓮院宮名目金はどのような人々によって運用されたのであろうか。以下第二の問題である名目金の運用者について考察する。

2 名目金の運用者

青蓮院宮名目金の運用者については不明な点が多いが、たとえば「貸附雜記」寛延四年（一七五二）の綱文には

五月廿七日倉橋屋九右衛門・若松屋伝介・丹波屋理兵衛ト申者御修理銀之内引請、御境内中江貸付会所之儀願之通御聞濟（下略）

とあり、続いて「其方三人取次貸付之儀申付候」と記した同年五月二十七日付の文書が収録されている。これによると倉橋屋九右衛門他二名が、青蓮院宮境内に貸付会所を設置し、そこで青蓮院宮御修理銀を貸付けることが認められている。倉橋屋九右衛門等がどのような人物なのかはつきりしないが、町人であることは次の史料によって明らかである。この史料は、明和四年（一七六七）八月、青蓮院宮が寺社奉行に対し、町人が請負っている青蓮院宮名目金貸付けに対しても「触流」をしてほしいと願った文書である。

一 青蓮院殿御祠堂金并御修理方持寄講銀於京・大坂御貸付之儀、年来御出入仕候町人とも引請、世話成上度之由相願候、右之者共町所書付可差出候間、右之方ニ而相對ヲ以借請、証札之通無滞返納可致旨、町々御触流有之候様京・大坂町御奉行所へ被仰進候様被成御願候（下略）

この文書によれば、青蓮院宮に「御出入仕」る京都や大坂の町人が青蓮院宮御祠堂金等の貸付けを引請け、それぞれの居住地域においてそれを世話していたことがわかる。このように青蓮院宮名目金は京都や大坂の町人が引請けて

いたのであり、前記の倉橋屋九右衛門等も青蓮院宮出入の京都か大坂の町人であったものと考えられる。青蓮院宮はこうした町人に名目金を預け、彼等がこれを地域の人々に貸付けたのである。

ところで青蓮院宮へ「御出入仕候町人」の具体的な人名は「華頂要略」⁵⁾の中に多数記載されている。その中から一、二の例を掲げてみると

○(明和七年四月)十九日、江戸伊勢屋十兵衛江以書付江戸御貸附向心添之儀被仰付

○(安永二年)六月二日、大坂檜皮屋五郎右衛門・河内屋利助・岡村三郎兵衛御立入被仰付、金子足献上、五郎右衛門・利助兩人へ御貸附方支配人ニ被仰付、絵符、挑灯御預ケ取扱如例

とあり、これらの町人が青蓮院宮へ出入りを許され、青蓮院宮名目金の江戸貸付についての顧問的役割や大坂の貸付方支配人を命ぜられていることがわかる。

大坂では明和五年(一七六八)に東生郡天王寺村生玉馬場先町にある無量寿庵が青蓮院宮名目金貸付支配御用所として認められている。ここでも青蓮院宮御用達の町人すなわち本町二丁目衣屋半兵衛・梶木町天王寺屋儀右衛門・天満龍田町檜皮屋五郎右衛門等が貸付支配人として登用されている。彼等は青蓮院宮から絵符と挑灯を預かり、その権威を背景として貸付業務を行なうが、なかには自らの資金を差加えて貸付けたり、河内屋源助のように公定利銀五分の他に七分五厘の利息をとるものもあったという。⁶⁾

こうした青蓮院宮出入りの町人であり、しかも青蓮院宮名目金貸付に関わっている町人の職業は、すべてを明らかにできないが、たとえば大坂梶木町の天王寺屋儀右衛門は両替屋を営んでいたことが確認されている。⁶⁾また江戸上野東叡山門主は、宝暦六年(一七五六)に江戸の三井両替店へ金三、〇〇〇両を預けており、⁶⁾さらに江戸の本両替商である播磨屋新右衛門は増上寺の名目金を貸付けている。⁶⁾

このように三都の両替商ないしは両替屋は名目金貸付に携わる場合が多かったものと考えられる。京都や大坂にお

いて青蓮院宮の名目金を引請けた出入り町人もおそろくこうした町の両替屋を主としていたものと推測される。

金銀の取扱いに才覚のある町人を貸付会所に登用し、彼等に貸付金の運用を委ねていく方法は、江戸においても基本的に同じであった。青蓮院宮は当初、江戸京橋三十間堀に金銀御貸付御用所を開設し、そこへ京都から貸付方役人を派遣した。その際、前掲の「御出入町人」である伊勢屋十兵衛に対し、次のように「心添」を依頼している。

一当御殿へ上々方御遺金并御修理金之儀、先達而公儀江御届之上、江戸・京・大坂共御貸付被成候処、別而江戸表者御金高も御貸付被成候ニ付、役人被差下置候得共何も場所柄不案内之事故、是迄難取アリ候、殊ニ遠境之儀ニ付、御殿より御下知も難相届候、幸其元儀者年来御出入之儀候へ者御用所内々江被立入、役人共江得与被申談、万事御貸付先々勿論内外とも御用所諸帳面日々之事迄も無遠慮心ヲ付、無滞相弁候様ニ頼入存候、(中略)何分度久御立入有之、在府之役人共と同様ニ御心得候而無心置取斗頼入存候、右之段在府役人共へも申達置候間、永久御繁昌候様一統頼入存候、右之趣及御沙汰如斯ニ候、以上

(明和七年四月)

年号月日

御用人式人

元方式人

坊官卷人

伊勢屋十兵衛殿

これによると青蓮院宮名目金が江戸市場へ進出した当初は、京都から派遣された貸付取扱役人の江戸不案内という事情もあって、貸付けや返済金取立の業務も円滑にはいかなかったらしい。そこで青蓮院宮では出入りの町人である伊勢屋十兵衛に貸付金御用所(明和七年四月の文書には「江戸三十間堀御用所」と記されている)の監督、指導を依頼したのである。伊勢屋十兵衛はおそらく江戸の両替屋であったものと思われる。⁹⁾名目金は、こうした両替屋の指導のもとに前節の注(18)で示したような借用人へ融資されたのである。この借用人のうち近江屋三右衛門は畳表問屋、駿河屋喜平次は水油仲買のそれぞれ店預人ではなかったかと推測される。¹⁰⁾ そうだとすれば、江戸市場進出当

初、青蓮院宮名目金の主たる融資先は江戸の商人層であったことになる。江戸市場に進出した青蓮院宮はその後、寛政期から文化期にかけて貸付御用所を増設し、積極的な名目金貸付を展開していく。以下この貸付御用所の存在形態について考察する。

3 江戸貸付御用所の存在形態

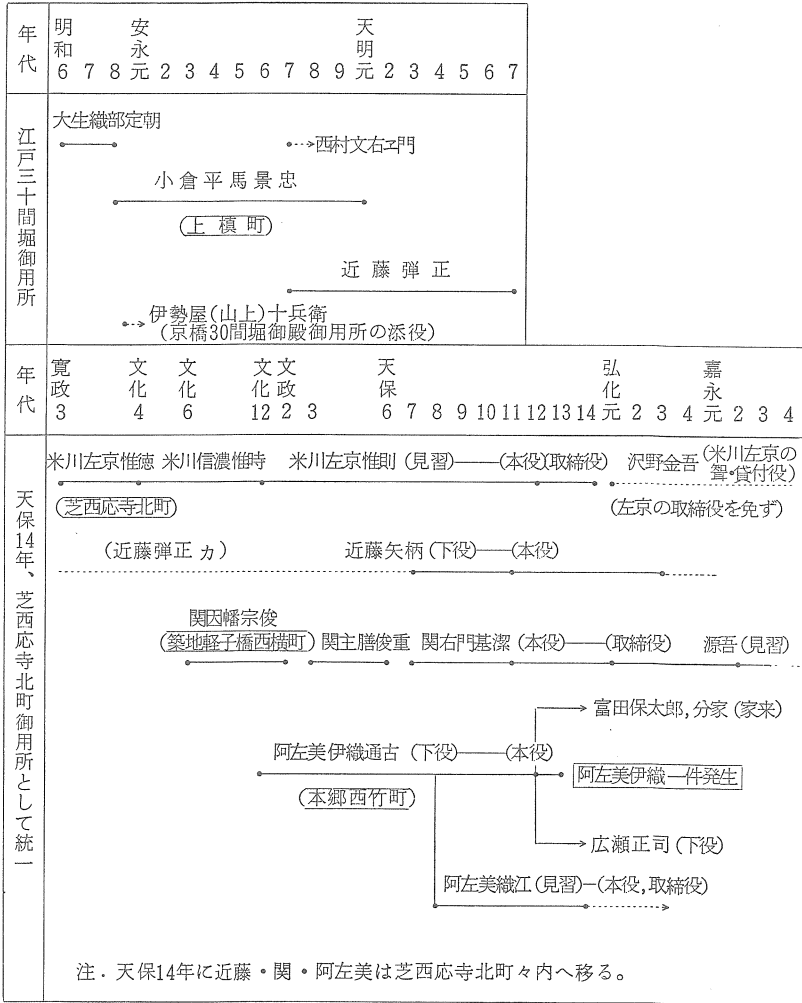
第1図¹⁰⁰は、江戸における青蓮院宮名目金貸付御用所の所在地とそこへ派遣された貸付金取扱役人の動向を示したものである。

第1図によると青蓮院宮名目金が江戸市場に進出した当時、すなわち明和と天明期には、京橋三十間堀に青蓮院宮御殿金銀御貸付御用所が設けられ、そこへ青蓮院宮から一、二名の江戸御用所詰役人が派遣されていた。たとえば小倉平馬は「江戸ニ而自宅拵、御用所へ者日々出勤」をしており、自宅は上槇町にあった。一定の任期を勤めると、たとえば「西村文右衛門事近藤弾正へ引渡相済次第上京候」というように、後任者と交代したようである。つまり一、二名の御用所詰役人が、前述した伊勢屋十兵衛の指導のもとに主として江戸の商人層を対象として金融活動を行っていた。ところが寛政期から文化期にかけて御用所詰役人は増員され、合計四名になっている。しかも増員された役人達は、京橋三十間堀とはかなり離れた芝西応寺北町や本郷西竹町といった城南、城北地区に居住するようになっていた。そのうえ御貸付御用所も京橋三十間堀御殿御貸付御用所の他に役人達のそれぞれの住居が御貸付御用所と化していた。江戸御用所役人の関宗俊と米川左京は、文化八年（二八一）八月、御用所の心得方を青蓮院宮に伺っているが、それによると

一 江戸表私共旅宿之儀、公辺者勿論対諸向江栗田御殿御用所与申立候事

（この間一条省略）

第1図 江戸貸付御用所と取扱役人図



宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策(下)

一御用向ニ付五
千石已下御旗
本并国主方家
中之内、公儀
御目見家老江
文通仕候節、
私共互相互互ニ
様を以往便仕
候、其他倍臣
江者都而様を
以及文通候事
(以下の条は
省略)

とある。この伺いは決裁されているので、築地軽子橋西横町や芝西応寺北町にある関宗俊や米川左京の旅宿はそれぞれ栗田御

殿御用所と公称するようになっていたことがわかる。また旗本や大名の家老等と名目金の融資に関する文通をする際の書式についても伺っているので、関宗俊等の粟田御殿御用所は大名領主への金融も行なっていたことを示している。⁶⁰なお大名領主金融については次節で考察する。

第1図によれば文化・文政期から天保初年にかけての粟田御殿御用所は

イ 芝西応寺北町の米川氏取扱い御用所

ロ 京橋三十間堀所在と推測される近藤氏取扱い御用所

ハ 築地軽子橋西横町の関氏取扱い御用所

ニ 本郷西竹町の阿左美氏取扱い御用所、の四カ所にあり、天保十四年（一八四三）、天保改革によって芝西応寺北町御用所に統合されるまで存続した。この間粟田御殿御用所は、江戸の商人層や旗本等の武士ばかりではなく、以下に述べるように関東農村へも貸付の手を伸ばすと同時に、他面では町人や有力農民の資金を積極的に導入するようになっていた。

以下すでに明らかにした点を踏まえたくうえで、第四の課題である青蓮院名目金と天保改革との関連について述べ、この節のまとめとしたい。

4 青蓮院宮名目金と天保改革

幕府は天保改革の一環として「宮門跡方貸付金改革」⁶¹を行なう。この直接の原因は、青蓮院宮・妙法院宮・一条院宮等の宮門跡方名目金の不正取扱いにある。不正取扱いとみなされたものの内容を粟田御殿御用所の取扱人である阿左美伊織の場合についてみよう。

天保十三年（一八四二）四月二十八日、寺社奉行阿部伊勢守正弘は阿左美伊織を役所に呼出して尋問した。その時

の状況は逐一京都の青蓮院宮へ報告されている。それによると

青蓮院宮御貸附取扱方一統如何之振合せ哉、前利又者礼金等多分申請候旨相聞候、甚不埒之趣被 仰聞候、尤町人を金主^ニいたし
出銀為致貸附候之旨、有躰可申立段再応御尋有之候

とあり、前利息や礼金をとること、町人に出銀させてそれを貸付けることが問題となっている。取調べはその後阿左美伊織の關係者にも及んでいく。五月二日には下役の富田保太郎、広瀬庄司も召喚されているが、広瀬は「去四月十八日出立、上総国市原郡八幡村へ滞金を為取立差遣」しており、富田は五月朔日に「近在江罷越」したままであり、五月十二日になっても「右兩人共未タ行衛相知不申」という状態であった。その後兩人は欠落している。また八月七日には関係村落の村役人が召出され尋問を受けているが、その内容を村役人の返答書によってみると

武州秩父郡日野沢村名主十左衛門幼年ニ付、代年寄重郎左衛門奉申上候、

青蓮院御宮御内阿左美伊織殿為引合被召出、然処御同人^五当村^六差金致候儀有之候哉并当村内へ右御宮御貸付所可有候哉有無御
尋御座候

とあり、ここでは日野沢村の青蓮院宮名目金に対する「差金」と同村内における青蓮院宮名目金貸付所の有無が問題にされている。

一方京都の青蓮院宮では、連判の梅島丹後守勝章らを江戸に下向させ、在府中の知恩院宮の執り成しによってなんとか名目金貸付だけは存続できるように画策している。六月十五日、梅島等が知恩院宮家来の岩波少進宛に執り成しを依頼した文書によると

公辺御取調之儀者全町人百姓共之金子を以、御用金ニ申成シ、夫々貸出、或貸付筋ニ付、不相成之挨拶物杯請取筋ニ而者不正之
儀ニ付、御取調之趣致承知候、(中略)自然不正之取斗仕候儀ニ御座候へ者、此上如何様被仰付候共宮御貸付之儀者從來之通ニ
而御差支之筋無之様備奉願度此段内々奉申上候(下略)

として、なかば不正の事実、すなわち町人や百姓の資金を「御用金」としてこれを貸付けること、借用人から多額の礼金をとることを認めたくえで専ら青蓮院宮名目金の存続を願っている。

以上みてきたように化政期から天保期にかけての青蓮院宮名目金は、江戸における四カ所の粟田御殿御用所を拠点として江戸市の中から関東農村にまで広がっていた。しかもそれは単に貸付対象地域の拡大というだけではなく、江戸町人や農民の資金を青蓮院宮の「御用金」として吸いあげ、それを青蓮院宮名目金として農村にまで貸付けるようになっていたのである。青蓮院宮では天保十年（一八三九）正月、江戸の粟田御殿御用所取扱人阿左美伊織を通して寺社奉行青山因幡守忠良に対し、江戸町奉行所管轄下の名目金定高「二万六拾六百兩江此上拾貳万三千兩余、御増金之積を以、都合拾五万兩之御貸附高ニ御願被成度候」として名目金定高の増額を願っている。これから推測するとおよそ金十二万兩余が名目金に差加えられていたものと考えられる。

こうした青蓮院宮名目金の展開は、文化期に積極化する幕府の御用金の調達とそれの公金貸付資金への流用という幕府の財政金融政策⁹⁾を進めていくうえで障害となることは明らかである。

かくて天保十四年三月二十六日、寺社奉行阿部伊勢守正弘は、天保改革の一環として名目金への差加金取締りを中心とした改革を実施する。寺社役藤田与一兵衛の達によってその方針をみると

青蓮院宮貸付金之義、文政度申達之趣も候処、近年不正之取斗多く借請候者難渋ニ及、殊ニ差加金之義兼而之達ニ相背難捨置筋ニ付、嚴重之取斗ニ可及処、是迄取扱候家来共之流弊ニ付、寛宥致置、今般御改革之御趣意を以已来滞之節宮ノ被仰入ニ不^レ及、一同目安掛ニ而銘々可願出、文政度届高之外差金之分一ト通借用證文之文談ニ引直、宛名も取扱候者之名前ニ認替、消印之古證文相添一掛奉行所へ差出、改請右之口向後通例文面ニ而差出し混雜無之様可取斗

と記されている。これによると、すでに文政期に差加金を禁止したにもかかわらず、守られていないので、今回は「御改革之御趣意」により主として次の二点を基本とした改革を実施したことが判明する。①名目金への差加金につ

いては、その返済が滞っても宮門跡から直接社奉行へ訴えるには及ばない。訴えるとすれば一般の金銀貸借訴訟と同様に目安掛へ行なうこと ② 差加金分の名目貸証文を青蓮院宮名目金取扱役人個人と借用人間の貸借証文つまり一般の金銀貸借証文に書き変えること。

以上の二点を通して幕府は宮門跡方名目金が有する金銭貸借訴訟上の優先権（先訴特権）を否定したのである。このことは前節の3項において示したように青蓮院宮が、弘化元年（一八四四）三月付で社奉行所に提出した歎願書をもてもわかる。それによると一般の金銭貸借訴訟と同様に目安掛へ提訴するのは止むをえないとしても、せめて「社奉行一判⁶⁶を以吟味」となるように歎願しているが、聞き届けられていない。

社奉行所では前に述べた粟田御殿御用所の取扱人阿左美伊織、関右門をはじめ、妙法院宮・一条院宮名目金の江戸貸付所取扱人達を一斉に「押込」として処罰し、十二月には二十八カ条からなる「江戸御貸附所取斗心得方御改革御定書」（以下「御定書」と略記）を制定した。これに対する青蓮院宮の請書によると、その主たる内容は ① 江戸貸付所は文政十三年に取決めた貸付金元高以外は新規の貸付をしないこと ② 宮門跡方寺院以外から出金させ、それを御用金（名目金）に差加えないこと ③ 貸付利率は金二十五兩につき一步以下とし、相対で決めること。年一割以上の高利では貸付けぬこと ④ 貸付所は米川左京の旅館内のみとし、その他の貸付取扱人銘々の旅館において取引きをしてはいけない ⑤ 融資は一己の了簡で行なわず、必ず同役と相談して取り計らうこと ⑥ 郷方、町方へ融資をする場合は相応の引当てを取り、村役人、町役人の連印をとること ⑦ 新規貸付けの際、借用人から礼金を取らぬこと等である。青蓮院宮ではこれを「貸金相対済御触」と称しているように、宮門跡方名目金はその權威や特権が否定され、まさに世上一般の相対貸付金と同じ扱いになったのである。

こうして幕府は、宮門跡方名目金が「御当地（江戸）并近在之者」へ浸透しつつ、膨張していくのを阻止しようとしたのである。その後、弘化三年（一八四六）十二月十一日付の宮門跡方寺院等の請書によると「宮門跡其外御由緒有

之寺院等御触(天保十四年十二月の「御定書」を指す)以前之貸付金済方被 仰付候次第等不一方事故家来共別而難有相心得」とあり、「御定書」による規制は基本的には踏襲されながらも一部緩和されたようである。この請書には宮門跡方やその他の有力寺院の家来すなわち江戸貸付所取扱役人、合計十六名が連印している。その寺院名をあげると、

①青蓮院宮 ②円満院宮 ③妙法院宮 ④一乘院宮 ⑤仏光寺 ⑥専修寺 ⑦伝通院 ⑧浅草唯念寺 ⑨高野山大徳寺 ⑩鎌倉東慶寺 ⑪南都樂所代 ⑫大覚寺院家覚勝院 ⑬赤山善光寺 ⑭水戸磐船願入寺 ⑮下谷宗延寺 ⑯池上本門寺である。これをみても天保改革における寺院名目金に対する規制の強化は、青蓮院宮だけではなく、江戸に貸付所を設けていたすべての寺院を対象としたものであったことを確認することができる。

注

(1) 文政九年、知恩院でも大坂表貸付高を金十万兩にしてもらうために嘆願したが不許可となっている(「宮門跡方其外貸附金一件」による)。

(2) 阿弥陀堂とは青蓮院宮の境内にある御抱所のことである。文政四年(一八二二)の「口上寛」によると「青蓮院宮御境内御抱所阿弥陀堂儀前前者御境内ニ有之候處、去ル明和五年御境内字秋之山ト申處江被引移、其後寛政六年又又当時之場所江被引移候(「華頂要略」卷五十四、「天台宗全書」に収録、による)とある。なお青蓮院宮では、文化五年(一八〇八)に阿弥陀堂の祠堂金銀貸付の許可を次のように願っている。

口上寛

青蓮院宮御境内御抱所阿弥陀堂之儀、近来追々及被損御修理難被行届候ニ付、右阿弥陀^(並腕力)附御祠堂金銀以来京都町御奉行所御支配之町在方江御貸附被成御修理御手当ニ被成度候、尤御貸附先金銀高書付兼而町御奉行所江御差出被置、若相滞候節者御取立之儀被仰立度右之趣阿部播磨守殿(正由、京都所司代)御聞濟之上町御奉行所江御達置被為進候様厚御願被仰入候、此段播磨守殿江宜御通達之儀被為願入候、以上

辰正月

青蓮院宮御内

伊丹大和守(重定)

(伊光 武家伝奏)
広橋前大納言御内

浜路大監物殿

築山 左膳殿

(有政 武家伝奏)
千種前中納言様御内

福井右兵衛尉殿

足立 内記殿

〔華頂要略〕巻第五十四、『天台宗全書』収録、より引用)

(3) 「華頂要略」巻第十七、館入百姓町人之部(京都府立総合資料館所蔵) 参照。

(4) 寺尾宏二「大阪に於ける青蓮院名目金の貸附について」(昭和高等商業学校学友会研究部『研究部報』三輯、一九三八年) 参照。

(5) 三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究』(吉川弘文館、一九八三年) 七五～七六頁参照。

(6) 『三井両替店』(三井銀行、一九八三年) 九四頁参照。

(7) 三浦 前掲書、一一〇～一一一頁参照。

(8) 嘉永七年版の「両替地名録」によると、三組之部世利組の中に
源助町、酒、治郎兵衛借

伊世屋重兵衛

とあり、同じく拾七番組にも

麴町十二丁目、質、家持

伊勢屋重兵衛

とある(『新稿両替年代記関鍵』巻一資料編所収)。この何れかが本文で示した伊勢屋十兵衛の子孫ではないかと推測される。

(9) 花咲一男編『江戸買物独案内』(渡辺書店、一九七二年)、国会図書館編『諸問屋名前帳』細目(湖北社、一九七八年) 参

照。

(10) この図は「貸附雜記」の他に『天台宗全書』（天台宗典刊行会、一九三五年）に収録されている「華頂要略」中の門室諸役名次第の項を参考に作成した。

(11) 関宗俊と米川左京は文化九年十月に、関東御用所添役を浅野敏藏と平井一学の他には任命しないように青蓮院宮に願ひ、認められている。その願書によると

右兩人共（浅野と平井）先達而奉願、私共添役ニ被仰付、一学儀者大坂御用所詰被仰付、専江戸御用所御貸付金武家方被願出候分、大坂為替渡之口ニ都而取斗方永久右兩人へ被相任事ニ御座候（下略）

とあり、「大坂為替渡」による武家貸が行なれたことも判明する。

(12) この語句は、たとえば天保十四年十二月、寺社奉行久世出雲守広周が提出した伺文中に「右は兼て宮門跡方貸附金改革に付」とある（『日本財政経済史料』巻六、九三四頁）。

(13) 竹内誠氏の以下の論文を参照した。「文化年間幕府「御用金」の実態と背景―用金調達者及びその使途運用をめぐって―」（『史潮』七七号、一九六一年）、「幕府経済の変貌と金融政策の展開」（『日本経済史大系』4 近世下、東京大学出版会、一九六五年 所収）、「馬喰町貸付役所の成立」（『徳川林政史研究所研究紀要』一九七三年）。

(14) 弘化元年三月「口上覚」（青蓮院宮御内 大谷治部卿の歎願書）。

三 青蓮院宮名目金の大名領主金融

青蓮院宮名目金は諸国の大名やその家臣団に対しても融資された。この大名領主金融の仕組は複雑であるためその全貌を把握しにくい。幸い「貸附雜記」には武家に対する貸付事例が数多く記載されている。そこで本節ではこれを整理し、そこから判明する事実とそれが意味しているものを考えてみることにする。

第4表は右の貸付事例を整理した結果をまとめたものである。この表からおよそ次のことが指摘できる。

第一は、青蓮院宮の大名領主金融例は三十六例存在している。しかしこれは青蓮院宮が大名やその家臣による名目

第4表 大名領主金融例一覧表

借用人	知行地	石高・万	金高・兩	借年月	出訴年月	備考
間部下總守詮茂	鯖江	5	1400	延享4		天保14までに1125兩返済
間部主膳正詮照	"	"	100		安永2・4	
榊原式部大輔	"	"	1000	明和3	明和3	明和2, 200兩分返済
青山大和守幸道	美濃/郡上	4.8	400	明和4・閏9	明和5・10	明和5, 利金返済
安藤内蔵介広峯	"	"	200	安永8・12	天明元・4	
亀井能登守矩貞	津和野	4.3	450		明和8・6	明和8, 内済
内藤五左衛門正任	"	"	50	明和7・6	安永6・9	
青山但馬守成存	"	"	100	明和8・10	安永6・10	
高力大学直賢	"	"	20	明和7・7	安永6/安永7・9	
池田信濃守政直	備前新田	2.5	300		安永元・10	
本多中務大輔忠肅	岡崎	5	600	安永元・3	安永元・11	
"	"	"	500	安永元・4	安永元・11	
"	"	"	1000	安永2・11	安永6・10	安永5迄100兩返済
内藤紀伊守信凭	越後村上	5	150	安永元・6	安永3・6	20兩返済
"	"	"	"		安永7	皆済
片桐石見守貞陳	大和小泉	1.1	"		安永6・3	
大沢相模守定寧	"	"	1515		安永4・3	安永7より18年賦
前田伊豆守利興	富山	10	150		安永4・8	
林藤五郎忠篤	"	"	120	安永元・2	安永5・8	
大森織部頼正	"	"	200	安永2・11	安永5・3	
"	"	"	"		安永8・1	
織田丹後守頼宜	大和芝村	1	200	安永3・2	安永5・9	安永6, 内済
加賀藩家中, 57口	"	"	240貫 855匁	安永4 改		安永4, 町会所引請
駒井次郎左衛門昌藏	"	"	54	安永4・2	安永7・5	寛政12, 皆済
岡山藩家中, 40人余	"	"	8476	安永5	文化9・10	安永4, 9兩と利息返済
"	"	"	"	安永6		文化13, 内済
織田大膳信直	"	"	"		明和6・4	
"	"	"	150	安永8・6	天明元・4	
稲葉丹後守正謙	淀	10.2	980	寛政12・正		28カ年賦返済
長山弥三郎直之	"	0.13	85	文化2・4		
有馬左兵衛佐誉純	丸岡	5	1500	文化9・11		上方為替切手渡分
"	"	"	300	文化9・12		上方為替切手渡分
"	"	"	2160	文政元・12		滞利金2367兩
松平伯耆守宗堯	宮津	7	1000	文化9・12		上方為替切手渡分
松平飛騨守仲雅	因幡新田	3	621	文化10・正		上方為替切手渡分
尾張藩家中	"	"	200	文化9・12		上方為替切手渡分
關備前守長基	備中新見	1.8	300	文化9・12		上方為替切手渡分
京極加賀守高有	但馬豊岡	1.5	308	文化10・7		上方為替切手渡分
仙台藩家中	"	"	"		文政2・12	
谷山羽守衛防	丹波山家	1	270	天保7・11		30カ年賦返済
松平陸奥守斉義	仙台	62.5	60貫	天保11・7		3カ年賦返済
"	"	"	20貫	弘化4・12		
松平山城守信實	出羽上山	3	400			天保14までに336兩返済
土井山城守利祐	三河刈谷	2.3	300			天保14までに290兩返済
大田原飛騨守受清	下野大田原	1.1	460			天保14までに290兩返済

宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策(下)

金の返済遅滞等を訴えたケースである。返済が順調に行なわれている場合は「貸附雜記」に記録する必要はない筈であるから、実際の融資事例はそれ以上であつたものと考えられる。なお青蓮院宮は大名やその家臣が債務不履行の場合、彼等を直接寺社奉行に訴えて債権の取立を行なつた。(1)

第二は、第4表の貸付事例三十六例のうち、二十二例は安永期までに融資されたもの

である、と同時にそれらの返済遅滞にもなう出訴開始時も明和と安永期に集中していることである。これはこの時期に大名の財政事情が急激に悪化したことと関連しているものと思われる。⁽⁴⁾とくに青蓮院宮名目金が加賀藩や岡山藩の家中へも融資されている点をみると、大名の財政事情の悪化にもなつて各々の家臣団の経済も逼迫していた事態を窺うことができる。

第三は、第二のような事情によつて返済が遅滞している青蓮院宮名目金は、結局長期間にわたる年賦返済方法をとることを条件として、「内済」とせざるを得ないようなケースが増えていることである。寛政期以降出訴事例が減少するのは、青蓮院宮が長期間の年賦返済によつて事実上棄捐に近い結果となる大名領主金融を避けていったためではないかと考えられる。

以上のことから青蓮院宮名目金は、明和と安永期には大名領主金融に対して積極的であつたが、その後青蓮院宮にとつて大名領主金融は必ずしも好ましいものではなくなつていたことがわかる。つまり債務者の契約不履行から債権を保護するための名目金も大名領主金融に関してはあまりその効力を發揮できなかったのである。

幕府は諸大名への金融を強化するために幕府御用金を調達し、それを公金として大名へ融資する方策をとつた。⁽⁵⁾その際、天明六年(一七八六)の御用金令では「宮門跡方、尼御所」を御用金の賦課対象から除いていた。それは、宮門跡方には名目金を認め、それが大名領主金融として機能することを期待したからであろう。しかしながら右に考察してきたような青蓮院宮名目金の大名領主金融例をみると、その期待に比べて一定の役割りを果たしつつも、徐々に大名領主金融に対して消極的になつていったのであり、そのあたりにも天保期における「宮門跡方貸附金改革」の要因が潜んでいたものと考えられる。

注

(1) たとえば安永七年七月二十二日の「口上覚」をみると

青蓮院宮御修理金之内内藤紀伊守(信凭)殿御頼ニ付、金百五拾兩当分御貸附被成候處、限月御返納遲滞ニ付、去ル午(安永三年)六月證文之写を以、土屋能登守(篤直 寺社奉行)殿御役中御取立之儀御頼被仰入、内濟相調候へ共、其後又候相滞候ニ付、去ル申(安永五年)九月御取立之儀御頼被仰入候處、隨ニ御違被成進候ニ付、右之内へ是迄度ニ被相納、当盆前ニ元利共御返納御座候而證文差戻し皆濟相調候、依之御届被上候、以上とあり、青蓮院宮では、内藤紀伊守信凭が名目金の返済を遅滞したため、寺社奉行所へその取立を依頼し、その結果、寺社奉行所の達によつて皆済に至らしめている。

(2) たとえば仙台藩・加賀藩・松代藩ではいづれも宝暦(天明期)に財政窮状となり、そのために財政改革を余儀なくされている(中井信彦『転換期幕藩制の研究』第二章宝暦・天明期における諸藩の財政改革、参照)。

(3) 公儀名目銀の大名への融資は、宝暦十一年の御用金賈下げに始まり、十八世紀半ば以降、積極化すると指摘されている(竹内誠「江戸幕府財政金融政策の展開と畿内・中国筋農村」『ヒストリア』四二号。森泰博『大名金融史論』大原新生社、一九七〇年、一九三頁参照)。

おわりに

以上三節にわたつて青蓮院宮名目金の事例を中心として、幕藩制的金融の一形態である宮門跡方名目金の展開過程を幕府金融政策と関連させながら考察してきた。最後にそれらをまとめつつ、宮門跡方名目金制度の廃止時についても触れておこう。

享保期前後における宮門跡は、表面上は堂舎の修復費等の不足を嘆きながらも他面では講組織の育成、勸化、富突興行などの宗教活動によつて積極的な資金調達を図つていた。⁴⁾これは堂舎の維持、管理、法務の執行経費の捻出を名目として集金されたものであるが、その資金に前代から受け継いだ遺金等を加えれば金五〇〇〇兩ないしは一万兩の金額となった。宮門跡がそれを堂舎の修復費として使用せず、利貸していく過程において名目金は成立をみる。こ

の名目金は大名領主への金融となると同時に主として京都・大坂・江戸といった都市金融市場に商業金融として流出していくが、増殖をより確実なものとするためには幕府権力の保護を必要としていた。

一方幕府は、積極的な金融政策を推進していくために宮門跡が蓄積した利貸資本を統制し、これを財政窮迫状態の大名領主の救済資金として利用していかうとしたのである。

以上のような条件を背景として宮門跡による利貸資本は、貸借訴訟上の優先権をもつ宮門跡方名目金すなわち特権的な形態をとる金融として成立することになる。こうして宝暦～天明期に成立をみた宮門跡方名目金は、幕府の江戸市場強化政策⁽⁶⁾に対応して、三都に対する商業金融から農村への金融へと拡大していったが、大名領主金融としての役割は徐々に後退していった。この過程は江戸における粟田御殿御用所の増設とそこでの活動からも窺うことができる。

江戸の粟田御殿御用所では有力な町農民の資金を差加金として名目金に加え、それを江戸町内や周辺農村部へ融資していったが、この名目金は、もはや宮門跡自らが蓄積した資金からなるのではなく、町農民の差加金を主体とするものになっていたのである。

以上のような名目金金融の展開は、町農民からの資金調達を前提として行なわれる幕府の公金貸付政策とは相対立することになる。そのため幕府は天保改革において名目金の特権を剝奪し、名目金金融の引締めを図ったのである。宮門跡方名目金制度は、その後若干の曲折を経る⁽⁶⁾もののこの時点から廃止の方向に向うものと考えられる。

注

- (1) 三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究』三十四頁～三十八頁参照。
- (2) 津田秀夫「寛政改革」（旧岩波講座日本歴史12 近世4）、竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」（『日本経済史大系』4、近世下）参照。

(3)

たとえば慶応二年（一八六六）の武州一揆の際、農村に存在した青蓮院宮名目金貸付所が打ちこわしに遇っている（近世村落史研究会「幕末の社会変動と民衆意識」『歴史学研究』四五八号、三浦、前掲書一一六頁―一一七頁参照）。これをみれば天保期の「宮門跡方貸附金改革」は不徹底であり、名目金金融はなお存在していたことを示している。

—文学部教授—